スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>　セルフチェックリスト

<原則1について>		対応状況
1	組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表しているか。	
2	競技力向上，普及，マーケティング，ガバナンス等の重要な業務分野ごとに，より詳細な計画を策定し公表しているか。	
3	組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表しているか。	
4	ガバナンス及びコンプライアンスに係る知見を有する人材の採用をしているか。	
5	財務の健全性確保に関する計画を策定し公表しているか。	
6	会計年度ごとの詳細な計画を策定しているか。	
7	計画策定に当たり，役職員や構成員から幅広く意見を募っているか。	
8	各計画に基づく方策の実施状況，目標の達成状況等について，定期的に把握・分析し，目標等の修正，方策の改善をしているか。	

<原則2について>		対応状況
1	外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに，その達成に向けた具体的な方策を講じているか。 （現在の人数） ・理事の総数　　人 うち外部理事　　人（　%） うち女性理事　　人（　%）	
2	女性理事について，外部理事についてのみ女性を任用するのではなく，外部理事以外の理事についても女性を任用しているか。	
3	業務執行理事に女性を任用しているか。	
4	評議員会を置くNFにおいては，外部評議員及び女性評議員の目標割合をそれぞれ設定するとともに，その達成に向けた具体的方策を講じているか。	
5	アスリート委員会を設置し，その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じているか。	
6	アスリート委員会の構成について，性別や競技・種別等のバランスに留意するとともに，委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選が行われているか。	
7	アスリート委員会における議論を組織運営に反映させるために，アスリート委員会から理事会等に対する答申，報告等を行う仕組みを設けるとともに，アスリート委員会の委員長	
8	理事会を適正な規模とし，実効性の確保を図っているか。	
9	理事の就任時の年齢に制限を設けているか。	
10	理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けているか。	
11	理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し，NF運営に必要となる知見を高める機会を設けることなどにより，将来のNF運営の担い手となり得る人材を計画的に育成してい	
12	独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し，構成員に有識者を配置しているか。	
13	役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定が理事会等の他の機関から独立して行われているか。	
14	役員候補者選考委員会の構成員には，役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から，有識者，女性委員を複数名配置しているか。	

<原則3について>		対応状況
1	NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備しているか。	
2	その他組織運営に必要な規程を整備しているか。	
3	法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか。	
4	法人の業務に関する規程を整備しているか。	
5	法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか。	
6	法人の財産に関する規程を整備しているか。	
7	財政的基盤を整えるための規程を整備しているか。	
8	役職員は，潜在的な問題を把握し，調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有しているか。	
9	相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど，専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保しているか。	
10	代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備しているか。	
11	その他選手の権利保護に関する規程を整備しているか。	
12	選手選考に関する規程（選考基準及び選考過程）の作成者の選定を公平かつ合理的な過程で実施しているか。	
13	選手選考に関して，選考基準及び選考過程をできる限り明確かつ具体化しているか。	
14	選考から漏れた選手や指導者からの要望等に応じて，事後に選考理由を開示しているか。	
15	審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備しているか。	

<原則4について>		対応状況
1	コンプライアンス委員会を設置し，定期的に開催しているか。	
2	コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう，その役割や権限事項を明確に定め，コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進，実施状況の点検，リスクの把握等を組織的，継続的に実践しているか。	
3	コンプライアンス委員会の運営内容について，理事会に報告され，その監督を受けるとともに，コンプライアンス委員会からも，理事会等の意思決定機関に対して定期的に助言や提言を行うことができる仕組みを設けているか。	
4	コンプライアンス委員会の構成員に弁護士，公認会計士，学識経験者等の有識者を配置しているか。	
5	コンプライアンス委員会の構成員に，少なくとも１名以上は女性委員を配置しているか。	
6	外部理事のうち，専門的な知見を有する者（弁護士，会計士，学識経験者等）を業務担当理事として，コンプライアンス委員会の構成員に加えているか。	

<原則5について>		対応状況
1	NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施しているか。 （教育の内容） □NFに適用される関係法令及びガバナンスコードについて □NFが定める規程について □不適切な経理処理を始めとする不正行為の防止について □代表選手選考の適切な実施について □大会運営等における選手等の安全確保について	
2	選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施しているか。 （教育の内容） □不正行為の防止について（ドーピング，八百長行為等） □差別の禁止について □各種ハラスメントについて □その他の違法行為（未成年の飲酒及び喫煙，違法薬物，財産に関する罪，交通事故等）について	
3	審判員向けのコンプライアンス教育を実施しているか。	
4	都道府県協会，都道府県連盟といった地方組織，学生連盟や年代別の関係競技団体等の役職員，登録チームや登録選手，登録指導者等に対しても，コンプライアンス教育を展開し	
5	対象スポーツの競技特性や競技環境等を踏まえて，研修資料や普及啓発のためのパンフレット等を作成しているか。	

<原則6について>		対応状況
1	法律，税務，会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築しているか。	
2	組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で，定期的にその適否について検証を行っているか。	
3	計算書類や組織運営規程等の各種書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して，外部の専門家を積極的に活用しているか。	
4	財務・経理の処理を適切に行い，公正な会計原則を遵守しているか。	
5	経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより，公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立しているか。	
6	各種法人法（一般社団・財団法人法，特定非営利活動促進法，会社法等），公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置しているか。	
7	各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え，具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し，組織の適正性に係る監査報告書を作成している	
8	監事等の職務を補助すべき職員を置いているか。	
9	監事等が理事等の経営陣から独立して各種専門家に相談できる体制を構築しているか。	
10	理事等の役職員と監事との間における日常的な情報共有・連携体制の構築に重点的に取り組んでいるか。	
11	国庫補助金等の利用に関し，適正な使用のために求められる法令，ガイドライン等を遵守しているか。	
12	資金源の確保，支出財源の特定，予算の執行，事業計画の策定及び遂行等の各種手続を適切に実施しているか。	
13	法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう，財務会計方針，手続等の運用規程を定め，適確に運用しているか。	

	<原則7について>	対応状況
1	財務情報等について，法令に基づく開示を行っているか。	
2	選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示しているか。	
3	選手選考については，規程を整備し，ウェブサイト等で開示するだけでなく，説明会等を実施し，ステークホルダー等に積極的に周知しているか。	
4	選手や指導者に対しては，選手選考基準に関する説明会等を実施し，より積極的に周知するとともに，選手選考基準に修正又は変更があった場合には，直ちにステークホルダーに	
5	選考から漏れた選手や指導者からの要望等に応じて，選考理由について開示しているか。	
6	監督の選考基準や選考理由等について開示しているか。	
7	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示しているか。	
8	原則8に定める利益相反ポリシー，原則10に定める懲罰制度に関する規程及び処分結果等（プライバシー情報等は除く。）を開示しているか。	
9	公益法人認定法に基づき，公益法人が事務所に備え置き，何人も閲覧等を請求できるとされている書類について，主体的に開示しているか。	
10	NFのウェブサイト等において情報を開示しているか。	

	<原則8について>	対応状況
1	役職員，選手，指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理しているか。	
2	重要な契約（金額の多寡，関係者への影響の大小等から判断する。）については，客観性・透明性につき，特に慎重な検証を行っているか。	
3	定款や利益相反に関する規程において，理事の利益相反取引を原則として禁止する条項，利益相反取引を実施する場合の議決方法に関する条項，利益相反に該当するおそれがある場合の申告及び承認後の報告に関する条項等の必要な規定を設けているか。	
4	NFの機関において利益相反取引を承認する場合には，その取引についての重要な事実の開示，取引の公正性を示す証憑の有無，内容，議論の経過，承認の理由・合理性等につき，会議体の議事録に詳細に記載し，意思決定の透明性を確保しているか。	
5	利益相反取引に該当するおそれのある取引については，実務上の不都合がない場合は，入札方式等，公正な方法により契約しているか。	
6	随意契約による場合においても，相見積りの取得等，公正な契約であることを証明できる資料を残しているか。	
7	利益相反ポリシーを作成しているか。	
8	利益相反ポリシーの作成に当たっては，どのような取引が利益相反関係に該当するのか（利益相反取引該当性），どのような価値判断に基づいて利益相反取引の妥当性を検討すべきか（利益相反の承認における判断基準）について，当該団体の実情を踏まえ，現実に生じ得る具体的な例を想定して，可能な限り分かりやすい基準を策定しているか。	
9	利益相反取引該当性を定めるに当たっては，理事が所属する他の企業・団体，理事の近親者等の形式的な基準に加えて，理事が懇意とする取引先等，当該NFにおいて想定される「利益相反的関係」を有する者（関連当事者）についても，実情に照らし適切に該当範囲に含めているか。	

	<原則9について>	対応状況
1	通報制度を設けているか。	
2	通報方法については，面会，書面，電話，電子メール，FAX，ウェブサイト上の通報フォーム等，できるだけ利用しやすい複数の方法を設けているか。	
3	通報対象には，暴力行為等の法令違反行為及び各種ハラスメントのほか，定款を始めとする団体の内部規程に違反する行為及び違反行為に至るおそれがある旨の事実を広く含めて	
4	これから行う行為が違反行為となるか否かに関する事前相談についても通報窓口にて対応しているか。	
5	弁護士等の有識者を含む，経営陣から独立した中立な立場の者で構成される調査機関（原則4に定めるコンプライアンス委員会等）を設け，調査の必要の有無，調査の必要がある場合には調査方法等について決定し，同機関の構成員又は同機関において指定された者（当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。）により速やかに調査を実施しているか。	
6	通報窓口において通報を受領してから当該通報に係る事実の調査を実施するまでのフロー，並びに調査対象にするか否かの客観的かつ具体的な基準及び調査の方法等について，あらかじめ明確に定め，原則としてこれらに従って運用しているか。	
7	通報窓口の対応者に男女両方を配置し，通報者が希望すれば対応者の性別を選べているか。	
8	通報制度の運営において専門家のサポートが必要になると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で，定期的にその適否について検証しているか。	
9	通報窓口について，ウェブサイト，SNS等を通じて，恒常的にNF関係者等に周知しているか。	
10	通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課しているか。	
11	通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け，情報管理を徹底しているか。	
12	通報窓口を利用したことを理由として，相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止しているか。	
13	研修等の実施を通じて，NF役職員に対して，通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底しているか。	
14	通報制度の運用体制は，弁護士，公認会計士，学識経験者等の有識者を中心に整備しているか。	
15	通報窓口その他通報制度の運営は，NFの経営陣から独立した中立な立場の者が担当し，NFの経営陣が通報者を特定し得る情報や通報内容等にアクセスできない体制を整備している	

	<原則10について>	対応状況
1	懲罰制度における禁止行為，処分対象者，処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め，ウェブサイト等を通じて，恒常的にNF関係者等にこれを周知しているか。	
2	NF外部の中立的かつ専門的な第三者により，懲罰制度が当該規程に従って適切に運用されているか否かの確認を定期的に受け，当該第三者の助言指導を踏まえて定期的に運用を見	
3	処分内容の決定は，行為の態様，結果の重大性，経緯，過去の同種事例における処分内容，情状等を踏まえて，平等かつ適正になされているか。	
4	規程においてあらかじめ明確かつ具体的な処分基準を定め，処分内容の決定に当たっては原則として当該基準に従っているか。	
5	調査機関の構成員又は同機関において指定した者（当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。）による調査結果等を踏まえ，有効かつ適切な証拠により認定された行為についてのみ処分の対象としているか。	
6	NF関係者等に対し，処分対象行為の調査に対する協力義務及び調査内容に関する守秘義務を課しているか。	
7	処分審査を行うに当たって，処分対象者に対し，処分対象行為について可能な限り書面を交付しているか。	
8	処分審査を行うに当たって，処分対象者に対し，聴聞（意見聴取）の機会を設けているか。	
9	処分結果は，処分対象者に対し，処分の内容，処分対象行為，処分の理由，不服申立手続の可否，その手続の期限等が記載された書面にて告知しているか。	
10	認定根拠となった証拠や処分の手続の経過についても，可能な範囲で告知しているか。	
11	処分審査を行う者は，中立性及び専門性を有しているか。	
12	弁護士等の有識者を含む，経営陣から独立した中立な立場の者で構成される処分機関（倫理委員会等）を設け，同機関（当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。）において，客観的かつ速やかに，処分審査（処分対象行為該当性及び処分内容の決定）を行っているか。	
13	処分審査が中立な者により行われることを担保するため，処分審査を行う者について，当該処分に関するステークホルダーを除く等の制度を設けているか。	

	<原則11について>	対応状況
1	選手，指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組んでいるか。	
2	NFにおける懲罰や紛争について，公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めているか。	
3	自動応諾条項の対象事項には，懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず，代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含めているか。	
4	処分機関が処分結果を通知する際に，処分対象者に対し，JSAAによるスポーツ仲裁の活用が可能である旨とその方法，手続の期限等が記載された書面を交付しているか。	

	<原則12について>	対応状況
1	危機管理を専門に取り扱う部署や危機管理委員会を設けるなど，組織の規模や実情に応じた危機管理及び不祥事対応のための体制を構築するとともに，危機管理マニュアルを策定しているか。	
2	危機管理体制の構築に当たっては，不祥事対応を機動的に行えるよう，コンプライアンス担当の理事に危機管理担当も兼務させるなどの工夫を行い，組織横断的な活動を可能とする体制を構築しているか。	
3	危機管理マニュアルが単なる書類として形骸化しないよう，マニュアルに従ったリスク管理の実効性を定期的に検証したり，緊急の危機管理体制を発動するための仮想訓練を定期的に実施したりするなど，平時からその存在を浸透させるための活動を運営業務に組み込んでいるか。	
4	不祥事が発生した場合は，事実調査，原因究明，責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築しているか。	
5	重大な不祥事の端緒を認識した場合には，最適な調査体制を迅速に構成し，徹底した事実調査を実施した上で，外部専門家の知見と経験も踏まえつつ，表層的な現象や因果関係の列挙にとどまらない，根本的な原因究明を行っているか。	
6	調査の結果，法令違反等の不祥事の発生が認められた場合には，その原因となった責任者・監督者につき，NFが有する倫理規程や懲罰規程等に従って，責任者を適切に処分しているか。	
7	再発防止策の策定に当たっては，組織の変更や規程の改定等の表面的な対応にとどめることなく，今後の日々の業務運営等に具体的かつ継続的に反映させているか。	
8	不祥事対応が一度収束した後においても，再発防止策の取組が適切に運用され，定着しているかを不断にモニタリングした上で，その改善状況を定期的に公表しているか。	
9	危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合，当該調査委員会は，独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士，公認会計士，学識経験者等）を中心に構成しているか。	
10	第三者を委員とする調査委員会を設置する場合には，当該委員の選定プロセスについても十分に配慮し，委員がNFに対して独立性・中立性・専門性を有する者であることについて，合理的な説明をする責任を果たしているか。	

	<原則13について>	対応状況
1	地方組織等に対するガバナンスの確保，コンプライアンスの強化等に係る指導，助言及び支援を行っているか。	
2	加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに，地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導，助言及び支援を行っているか。	
3	ガバナンスの確保，コンプライアンスの強化等について，地方組織等の組織運営や業務執行に問題があると考えられるときには積極的に指導し，自主的な改善が見込まれない場合には，規程に基づき処分を行うなどの対応をしているか。	
4	地方組織等における組織体制について，女性役員の目標割合の設定等を通じた積極的な任用，役員就任時の年齢制限等により新陳代謝を図る仕組みの導入が進むよう，指導，助言及び支援を行っているか。	
5	地方組織等に対し法人格取得に向けた専門的な助言や財政面を含めた支援を行っているか。	
6	地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行っているか。	
7	NFが作成するコンプライアンス強化に係る研修資料や普及啓発のためのパンフレット等の提供等を行っているか。	
8	地方組織等の代表等が集まる会議（例えば，社員総会や評議員会等）の開催と合わせて，ガバナンスやコンプライアンスに関する研修会を実施しているか。	
9	地方組織等に対して，法律，会計等のサポートサービスを提供する形で支援しているか。	